

愛知県沿岸にある湾の範囲はどこか-

誌名	愛知県水産試験場研究報告
ISSN	09197494
著者名	阿知波,英明
発行元	愛知県水産試験場
巻/号	14号
掲載ページ	p. 23-29
発行年月	2008年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



ノート

愛知県沿岸にある湾の範囲はどこか？ —太平洋, 伊勢湾, 三河湾, 知多湾と渥美湾のそれぞれの境界についての考察—

阿知波英明

Where is the range of the bay of the Aichi Prefecture coast? Consideration of boundary of the Pacific Ocean, Ise Bay, Mikawa Bay, Chita Bay, and Atsumi Bay

ACHIHA Hideaki*

キーワード; 愛知県沿岸, 伊勢湾, 三河湾, 渥美湾, 知多湾, 範囲, 境界

愛知県の漁業・養殖業総生産量は全国中位程度であるが、船びき網、小型底びき網、潜水器の漁業種類とアサリ類、ガザミ類、シャコ、シラス、トラフグなどの魚介類種では全国有数の水揚げ量を誇っている。愛知県沿岸域には、伊勢湾・三河湾の内湾と太平洋となる遠州灘西部海域という豊かな漁場があり、沿岸漁業を中心とした都市近郊型漁業が営まれている。漁船の操業海域となる伊勢湾・三河湾は愛知県漁業調整規則で範囲が定義されているが、その範囲は国土交通省、環境省などが定めるものと異なっている。これは、それぞれ定められた背景が異なること、湾口部にいくつもの島が存在し境界線を引きにくいことなどが理由と考えられる。定義がいくつもあることは、論文等で海域名称を用いる場合混乱が生じやすく整理する必要がある。また、広義の伊勢湾として三河湾を含める場合や、狭義の三河湾として同湾東部海域のみを、更には知多湾を衣浦湾とする場合があり、これらの名称についても整理する必要がある。

今回、愛知県沿岸海域となる伊勢湾、三河湾と後者を2つに分けた知多湾、渥美湾について、法令や規則等により定められた湾の範囲の定義を列挙し、それらが定められた背景について推定した。その上で、地名事・辞典によるそれぞれの湾の定義と地学辞・事典による「湾」の定義を参考に、法令、規則等の中で最も実態的、実用的と考えられる境界について論じ、更に呼称の整理などを行なったのでここに報告する。

資料と方法

湾の範囲について記述した法令、規則等の資料は、環境省、国土交通省、水産庁は電子政府の総合窓口における法令データ提供システム¹⁾により、愛知県、三重県は

それぞれのホームページから得た。また、海上保安庁が刊行し航海者の必読本とされる書誌第101号、²⁾ 愛知県水産試験場（以下愛知水試とする。）が発行する業務報告などの印刷物を参考とし、コンサイス日本地名事典³⁾と角川日本地名大辞典愛知県・⁴⁾ 同三重県、⁵⁾ 日本地名図館⁶⁾、日本地名大事典近畿・⁷⁾ 同中部⁸⁾を用い、各湾の定義などを調べた。

「湾」の定義は、「陸地内に袋状に入り込んでいる海」、⁹⁾ 「海が陸地に入り込んだ入江」、¹⁰⁾ 「海水の陸地に大きく入り込んだ所」¹¹⁾とされており、記述のない辞典¹²⁾もあり明確ではなかった。これらの中の「陸地内に袋状に入り込んでいる海」という定義と各湾の形状を比較して範囲について考察することとした。なお、上記地名事・辞典、³⁻⁸⁾ 地学辞・事典⁹⁻¹²⁾を併せて以下事典等とする。

ところで、海洋法に関する国際連合条約（平成8年条約第6号、平成8年外務省告示第309号）における湾の定義は、「海岸が単一の国に属する湾について、奥行が湾口の幅との対比において十分に深いため、陸地に囲まれた水域を含み、かつ、単なる海岸のわん曲以上のものを構成する明白な湾入をいう。ただし、湾入は、その面積が湾口を横切って引いた線を直径とする半円の面積以上のものでない限り、湾とは認められない。」と規定されている。今回記述する伊勢湾と三河湾、知多湾、渥美湾はこの定義に該当している。

なお、法令等は2007年11月時点とし、引用に当たり文章を分かり易くするため、緯度経度、県名など説明不要と判断した部分は削除して記述した。また、この資料において、断りのない限り伊勢湾に三河湾は含めず、三河湾の知多半島側は、衣浦湾でなく知多湾とした。

*愛知県水産試験場 (Aichi Fisheries Research Institute, Miya, Gamagori, Aichi443-0021, Japan)

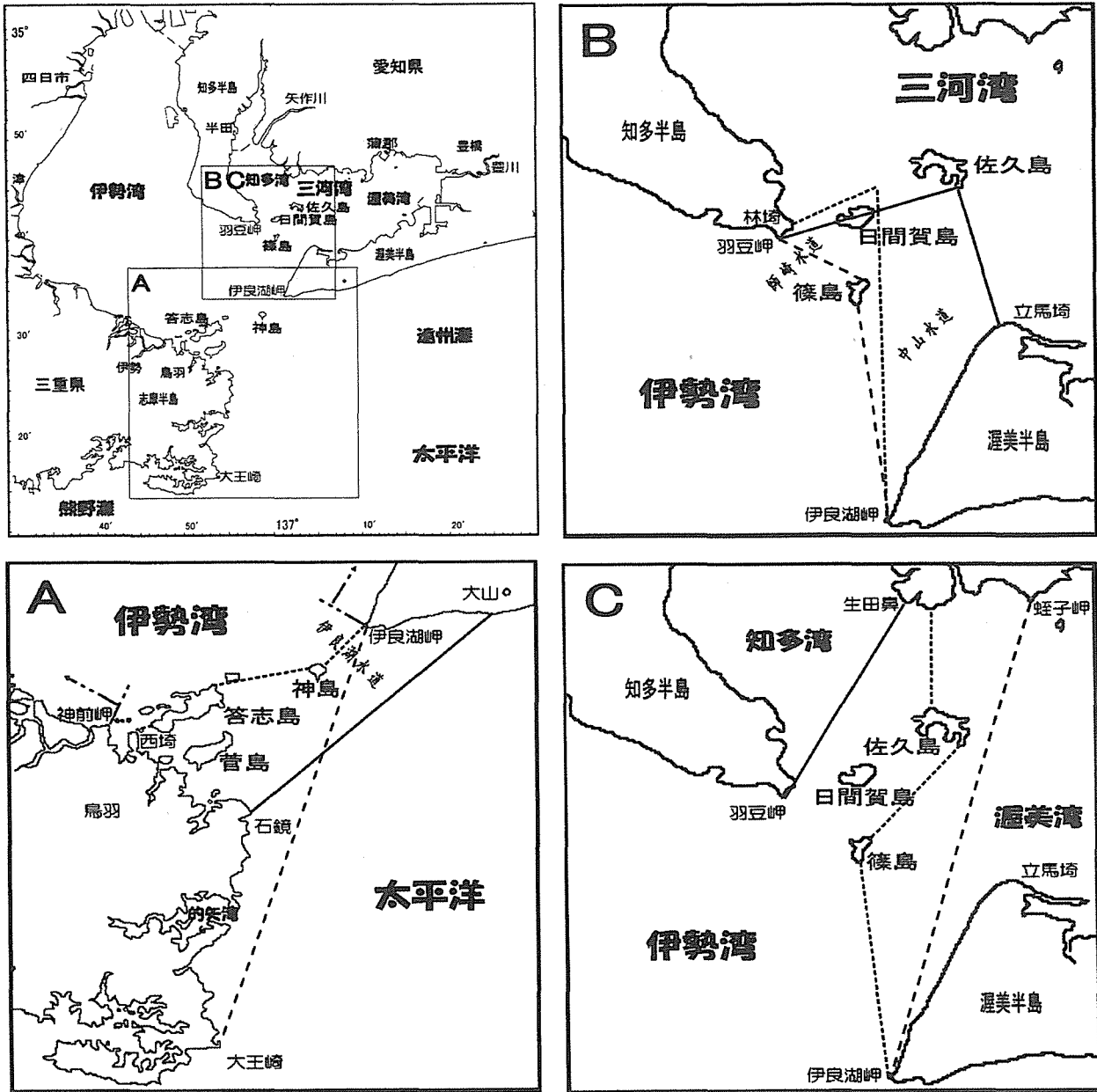


図1 太平洋、伊勢湾および三河湾の位置図
 A:太平洋と伊勢湾の境界, B:伊勢湾と三河湾の境界, C:知多湾と渥美湾の境界

結果と考察

1. 伊勢湾と太平洋の境界

(1) 大山三角点から石鏡灯台まで引いた線

海上交通安全法（昭和47年法律第115号、最終改正平成18年法律第68号）は、船舶交通が集中する東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の特別の交通方法を定めて、その危険を防止するための規制を行い船舶交通の安全を図ることを目的としている。同法施行令（昭和48年政令第5号、最終改正平成13年12月28日政令第434号）で法適用海域の範囲が示されており、伊勢湾における太平洋との境界は「大山三角点から石鏡灯台まで引いた線」と定められている（図1A実線）。

伊勢湾口の伊良湖岬と神島の間には、船舶交通がふくそうする伊良湖水道がある。同法では伊良湖水道航路の範囲を定義しており、この航路が伊勢湾内に入るよう渥美半島で船舶運航の目標物となる大山三角点と志摩半島の石鏡灯台を結ぶ線を引いたものと考えられる。一方、同法2条2項にこの法律が適用される海域が記載されており、伊勢湾は「湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む」とされている。この法律が適用される東京湾、瀬戸内海にはこのような湾の範囲に関する追加記述がないことから、同法では伊勢湾に接する海域も含めて定義したと読むことができる。

なお、この境界線は、国際航海船舶及び国際港湾施設

の保安の確保等に関する法律施行規則（平成 16 年国土交通省令第 59 号，最終改正平成 19 年国土交通省令第 25 号），船舶油濁損害賠償保障法施行規則（昭和 52 年運輸省令第 3 号，最終改正平成 17 年国土交通省令第 10 号），水先法施行令（昭和 39 年政令第 354 号，最終改正平成 18 年政令第 318 号）でも用いられている。

(2)伊良湖岬から大王崎まで引いた線

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号，最終改正平成 19 年法律第 83 号）は，地球環境保全を含む環境保全の理念と基本的な施策の方向性を示したものである。水域は，同法第 16 条第 2 項の規定に基づき制定された「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号，最終改正平成 12 年政令第 118 号）により指定されている。伊勢湾は「羽豆岬から篠島北端まで引いた線，同島南端から伊良湖岬まで引いた線，同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域」とされている。つまり伊勢湾と太平洋の境界は「伊良湖岬から大王崎まで引いた線」となる（図 1A 破線）。

水質保全における水（海）域は，そこに流入する河川の集水域となる陸域を含め一体として考える必要がある。伊勢湾口付近にある島と鳥羽市の陸域，更には的矢湾の集水域を伊勢湾域に含めるために，伊良湖岬から大王崎までを境界線としたものと考えられる。

なお，この境界線は，海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号，最終改正平成 19 年政令第 173 号），漁業災害補償法施行規則（昭和 39 年農林省令第 35 号，最終改正平成 18 年農林水産省令第 18 号），船員法第 1 条第 2 項第 3 号の漁船の範囲を定める政令（昭和 38 年政令第 54 号，最終改正平成 14 年政令第 200 号）でも用いられている。ただし，正確には前 2 者は「伊良湖岬灯台から大王崎灯台」とされ，後者は三河湾も含めて伊勢湾としている。

ところで，以前伊勢湾の水域は「伊良湖岬，篠島東端および羽豆岬を順次結ぶ線より西方の海域ならびに羽豆岬から大王崎に至る陸岸の地先海域」（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定，昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定）とされ，その一方でほぼ同時期に国が指定する海域を定めた政令（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令，昭和 46 年 5 月 28 日政令第 159 号）で「羽豆岬から篠島北端まで引いた線，同島南端から伊良湖岬まで引いた線，同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域」とされていた。つまり，当時環境省関係における伊勢湾の範囲は 2 つの定義があり，太平洋と伊勢湾の境界線は後者の定義でのみ引かれていた。その後，前者の閣議決定は

「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件」（平成 14 年 3 月 29 日環境省告示 33 号）により廃止されるとともに同告示の中で新たな伊勢湾水域として後者の政令と同じ範囲で指定されたことにより，伊勢湾の定義が一本化されている。なお，後者の政令は「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年 11 月 19 日政令第 371 号）で廃止されたものの，同政令の中で国の指定する海域として同じ規定で定められている。

(3)伊良湖岬を起点とし神前岬を終点

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号，最終改正平成 19 年法律第 23 号）は，各種被害から海岸を防護するとともに海岸の環境整備と保全及び適正な利用を図ることを目的としている。同法施行令（昭和 31 年政令第 332 号，最終改正平成 16 年政令第 328 号）で策定が定められた「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（平成 12 年農林水産省，運輸省，建設省告示第 3 号）の中に海岸保全計画を作成すべき海岸の区分が示されている。その中で，三河湾・伊勢湾の沿岸は「伊良湖岬を起点とし神前岬を終点とする」とし（図 1A，2 点破線），御前崎から伊良湖岬までを遠州灘，神前岬から潮岬までを熊野灘としている。ただ，この計画は海岸線を区分するためのものであることから，海面に境界線は引かれていない。伊良湖岬から神前崎までの海面に直線を引くと答志島などが線上となるが，この海岸保全計画上ではそれら島々は全て熊野灘に区分されている。

海岸保全基本方針では，「海岸の区分（沿岸）は，地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目して，できるだけ大括りにするとともに，都府県界も考慮するもの」とされている。伊良湖岬から御前崎までは太平洋に面した単調な砂浜が続き，神前岬以北は海岸線が単調な砂浜であるのに対し以南から潮岬までは海岸線が入り組み島も存在することから，遠州灘や熊野灘の基点とされたものと考えられる。

(4)鳥羽市西崎，桃取町，答志町，神島町並びに伊良湖町古山頂上を結んだ線

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号，最終改正平成 19 年法律第 77 号）では，漁業取り締まりその他漁業調整のために都道府県が漁業調整規則を定めることができることになっている。また，水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号，最終改正平成 19 年 6 月 6 日法律第 77 号）は，水産資源の保護培養を図りその効果を将来に渡って維持することにより，漁業の発展に寄与することを目的とする法律であり，必要が認めるときは規則を定めることができることになっている。両法に従い愛知県が定めた漁

業調整規則では、伊勢湾を「三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに田原市伊良湖町古山（著者注、古山の海に突き出た端が伊良湖岬）頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河湾を除いた海域」と定義されている（図 1A 点線）。また、三重県では同規則第 44 条の中で愛知県の記述から「から三河湾を除いた海域」という表現を抜いた定義となっている。この境界線は、伊勢湾口部に点在する島の内湾側の突端部を結ぶように引かれているが、海域を定めた背景については推定できなかった。

なお、この境界線は「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成 8 年法律第 77 号、最終改正平成 19 年 6 月 6 日法律第 77 号）での「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」における第 2 種特定海洋生物資源（トラフグ）の小型機船底びき網の項でも用いられている。

(5) 太平洋と伊勢湾の境界

太平洋と伊勢湾の境界線は、法令等で 4 つの定義が認められた。事典等での伊勢湾は「伊良湖岬～答志島間以北」、³⁾「志摩半島、渥美半島と知多半島に囲まれ」⁴⁾とあり、湾口部の説明では「志摩半島東北部の答志諸島と渥美半島の伊良湖岬との間を湾口」、⁷⁾「湾口部に東西方向に 2 列の島列または暗礁列がある」、⁶⁾「伊良湖岬と答志島との間の幅約 6 海里を湾口」²⁾とある。陸地内に袋状に入り込んだ海という湾の定義からは、伊良湖岬から神島、答志島、志摩半島西崎を結ぶ線が境界と考えられる。また、目崎¹³⁾は伊良湖岬と鳥羽市を結んだ範囲が伊勢湾の実態に近似的確としている。以上から考え、伊勢湾と太平洋の境界線は 1 (4) で示された、つまり伊良湖岬、神島、答志島、志摩半島の鳥羽市西崎までを結ぶ線が最も実用的と考えた。なお、この線は中央構造線ともほぼ一致している。^{5, 14)}

2. 伊勢湾と三河湾の境界

(1) 立馬崎灯台から佐久島南端、同地点から羽豆岬まで引いた線

1 (1) に記した海上交通安全法施行令で、伊勢湾と三河湾の境界は「立馬崎灯台から佐久島南端まで引いた線及び同地点から羽豆岬まで引いた線」と定められている（図 1B 実線）。この境界線は日間賀島を横断する線となっているが、1 (1) と同じ理由でほぼ引くことができる。つまり、三河湾口部の伊良湖岬・立馬崎と篠島の間、篠島・日間賀島と羽豆岬の間には、船舶の交通路となるそれぞれ中山水道と師崎水道がある。中山水道と師崎水道の多

くの部分を伊勢湾に入るような航海上の目標物を結んだ境界線となっている。

(2) 羽豆岬から篠島北端、同島南端から伊良湖岬まで引いた線

1 (2) に記した「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号、最終改正平成 12 年政令第 118 号）における伊勢湾の範囲の定義から、三河湾との境界は「羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線」となる（図 1B 破線）。

ところで、伊勢湾と三河湾の境界線は、昭和 46 年 5 月 25 日の閣議決定（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）における「伊良湖岬、篠島東端および羽豆岬を順次結ぶ線」と、ほぼ同時期に定められた「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（昭和 46 年 5 月 28 日政令第 159 号）における「羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線」という、篠島の基点部分が異なる 2 つの境界線が引かれていた。前者の境界線は、1 (2) と同じくひとつの海域にほぼ島が入る線であったが、1974（昭和 49）年に篠島北部の公有水面が埋め立てられ、境界線が島を横断する形となった。この閣議決定は「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件」（平成 14 年 3 月 29 日環境省告示 33 号）により廃止されるとともに、新たな伊勢湾水域として後者の政令と同じ範囲で指定されたことにより島を横断する境界線ではなくなったものの、島の陸岸が 2 つの海域の境界線になる現在の形となっている。

(3) 南知多町師崎林崎及び日間賀島尾張大磯灯標並びに伊良湖町古山頂上を結んだ線

愛知県漁業調整規則における三河湾とは「知多郡南知多町大字師崎林崎及び同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域」とされている（図 1B 点線）。この境界線は、島を横断せず行政区域を分ける（篠島、日間賀島は南知多町、佐久島は一色町）引き方となっているが、定めた背景については明確にできなかった。

なお、この境界は 1 (4) で記載した「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」でも用いられている。

(4) 伊勢湾と三河湾の境界

伊勢湾と三河湾の境界線は、法令等で 3 つの定義が認められた。事典等による三河湾は「知多半島と渥美半島に囲まれた湾」、^{3, 4, 6, 8, 11)}「伊良湖岬と羽豆岬を湾口とする」³⁾とある。陸地内に袋状に入り込んだ海という湾の定義からは、渥美半島西端の伊良湖岬と篠島、知

多半島南端の羽豆岬を結ぶ線、または立馬崎と篠島、羽豆岬を結ぶ線が境界と考えられる。以上から、伊勢湾と三河湾の境界線は、法令規則の中では2(2)で示されたつまり、羽豆岬から篠島北端、同島南端から伊良湖岬まで引いた線が最も実用的と考えた。

ところで、愛知水試業務概報¹⁵⁾に三河湾の範囲が記載されており、「知多郡幡(著者注、羽の誤植と思われる)豆岬渥美郡立馬崎を連結する線の内」とされているが、この報告書等以外でこの境界線を記述するものは見つけられなかった。

3. 知多湾と渥美湾の境界

(1) 伊良湖岬と蛭子岬を結んだ線

環境省では、三河湾を渥美湾と衣浦湾に分けている。渥美湾の水域は、昭和46年5月25日閣議決定により「蛭子岬から伊良湖岬に至る陸岸の地先海域」(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)とされ、海域に境界線は引かれていなかった。しかし、翌年衣浦湾の水域が「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」(昭和47年3月31日愛知県告示第219号)により「蛭子岬、伊良湖岬、篠島東端及び羽豆岬を順次結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域」と定められ、衣浦湾と渥美湾の境界は「蛭子岬と伊良湖岬を結ぶ線」(図1C破線)と明確にされた。この境界線も、島がひとつの海域に入るように引かれている。

(2) 羽豆岬と生田鼻を結んだ線

海上保安庁刊行の書誌第101号²⁾では、三河湾を渥美湾と知多湾の2支湾に分け、「羽豆岬と生田鼻を結んだ線」が境としている(図1C実線)。

(3) 伊良湖岬と篠島南端、同北端と佐久島南端、同北端から真北に引いた線

愛知水試では、赤潮発生状況を伊勢湾と渥美湾、知多湾に区分して1979(昭和54)年から取りまとめている。記載された図¹⁶⁾から判断すると渥美湾と知多湾の境界線は、伊良湖岬と篠島南端、同北端と佐久島南端、同北端から真北の一色町真野新田付近まで引いた線となっている(図1C点線)。ただし、1983(昭和58)年以前は佐久島の北東端から真北に引いた線であった。

(4) 知多湾と渥美湾の境界

知多湾と渥美湾の境界線は、告示等で3つの定義が認められた。事典等による定義は「判然としたものはなくおおむね三河湾の入り口に点在する篠島、日間賀島、佐久島を結ぶ線」^{4, 6)}「およそ篠島、佐久島の線」³⁾とされていた。陸地内に袋状に入り込んだ海という湾の定義から、渥美湾は伊良湖岬と篠島、日間賀島、佐久島、

生田鼻付近または立馬崎と佐久島、蛭子岬を結んだ2通りの境界線が、知多湾は羽豆岬と生田鼻、羽豆岬と日間賀島、佐久島、生田鼻付近を結んだ2通りの境界線が考えられる。ただし、これらの定義では三河湾内にどちらの支湾にも属さない海域、島ができる。

一方、知多湾と渥美湾の水深分布を見ると、それぞれの湾中央は深く、三河湾の中央部にあたる生田鼻から佐久島北西部にかけ水深5m以浅の浅瀬が張り出しており、この浅瀬を知多湾と渥美湾の境界とすることが最も理にかなうと考えられる。以上から、3つの定義の中では3(3)で示された「伊良湖岬と篠島南端、同北端と佐久島南端、同北端から真北に引いた線」とした境界線が最も実用的と考えた。

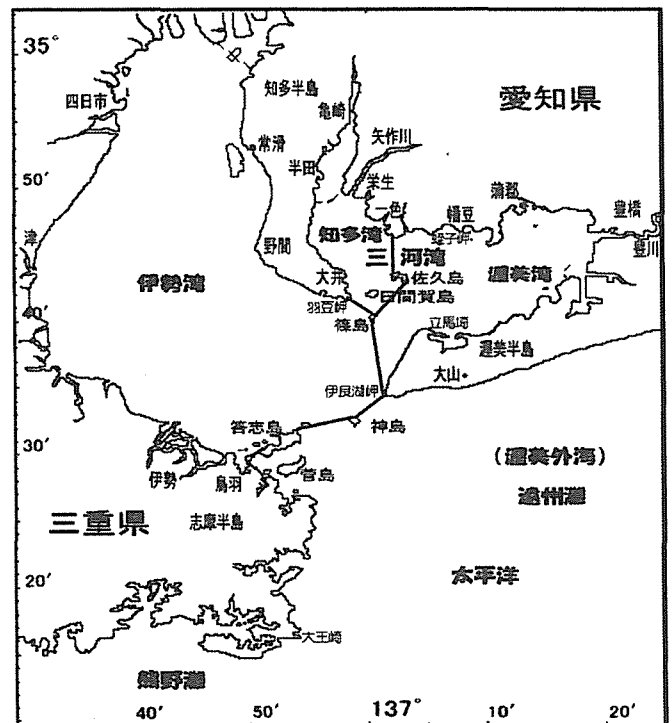


図2 今回提案した太平洋と伊勢湾、三河湾、渥美湾、知多湾の境界線

4. 海域境界のまとめ

愛知県沿岸となる太平洋、伊勢湾、三河湾とその支湾となる知多湾、渥美湾の境界線について、法令や事典等と「湾」の定義を基に検討した。その結果、太平洋と伊勢湾は、伊良湖岬、神島、答志島と鳥羽市西崎を結ぶ線、伊勢湾と三河湾は、伊良湖岬、篠島南端、同北端と羽豆岬を結ぶ線、知多湾と渥美湾は、伊良湖岬と篠島南端、同北端と佐久島南端、同北端から真北に引いた線が実用的であると提案した(図2)。一方、湾内外では、海の物理的、化学的、生物学的な状況、つまり海況、水質、底質や生物などが異なることが考えられる。また、湾の

範囲を定めるに当たり、「湾」の定義から考えられる境界線も含めて考察したが、法令等に記述されていないもの、例えば「伊勢湾と三河湾を羽豆岬と篠島、立馬埼を境界とする」ということについての実用性などは検討しなかった。今後これら観点も加味して境界線の妥当性について考察する必要があると考えられた。

5. 海域の呼称

(1) 伊勢湾

事典等において、伊勢湾は別名伊勢海、旧称伊勢海湾とされ、^{3, 5, 7)} 昭和 34 (1959) 年の伊勢湾台風以降伊勢湾の名称が定着した^{3, 7)}とされている。しかし、愛知水試の報告書では、伊勢湾とするものがほとんどであり、伊勢海、伊勢海湾とするものはなく、尾張湾とする報告が明治から大正時代の報告書でいくつか認められた。^{15, 18-20)} ただ、尾張湾は伊勢湾全体を指すのか伊勢湾の愛知県側のみを示すのかは明確でなく、また事典等に定義は認められなかった。現在伊勢湾はそれ以外で呼称されることはほとんどなく、一般的な名称となっている。

一方、伊勢湾は三河湾も含めた広義でとらえる場合が 1 (2) に記した「船員法第 1 条第 2 項第 3 号の漁船の範囲を定める政令」や広辞苑¹¹⁾などで認められる。広義の伊勢湾の流域圏つまり陸域は、名古屋都市圏域である愛知県、三重県、岐阜県とほぼ一致する。東京湾、大阪湾の流域圏もそれぞれの大都市圏と重なることから、それら圏域を比較する場合に良く用いられる。¹⁷⁾ ただ、伊勢湾の定義として三河湾も含めることは混乱を招きやすく実用的でないと考えられ、三河湾を含む場合はそのことを明記する必要があるものと考えられた。

(2) 知多湾

三河湾の知多半島側の湾は、環境省関係では衣浦湾、国土交通省関係や愛知水試では知多湾としている。事典等では全体を知多湾とするが湾奥部 (北部) は衣ヶ浦湾と呼ぶとしている。^{3, 4, 6)}

愛知水試の報告書では、呼称に変遷がみとめられる。つまり、明治中頃の報告書^{21, 22)}では、衣ヶ浦、衣浦または衣ヶ浦湾という表現しか認められない。その範囲は、半田市亀崎地先を北端とし²¹⁾大井地先²²⁾まで、栄生地先を湾口東端とし一色付近も含む²¹⁾と表現されていることから、当時湾全体を衣ヶ浦湾などとされていたものと思われる。大正時代の終わりから昭和中頃の報告書では、いろいろな表記が認められた。つまり、事典等に示されたように衣浦湾と知多湾の 2 つの支湾に分け、矢作川より湾口部が知多湾、湾奥が衣ヶ浦とされているものが認められた^{15, 23, 24)} 一方で、湾全体を知多湾または

衣ヶ浦湾と表記したのも認められた。²⁵⁻²⁷⁾ 1967 (昭和 42) 年に伊勢湾知多湾沿岸漁場調査が始まった以降は知多湾の表記がほとんどとなり、衣浦湾とするものは環境省関係の調査で時々認められるのみとなった。

一方、事典等の衣ヶ浦湾の説明では、「衣浦大橋 (著者注, 昭和 31 年竣工)、衣浦港 (著者注, 昭和 32 年重要港湾指定) ができてから衣浦湾と呼ぶこともある」、⁶⁾ 「地元では衣浦湾という」、⁴⁾ 『誤読の「きぬうら」にひかれて「きぬうらわん」と読まれることが多い』³⁾とされている。

現在事典等で衣ヶ浦湾とされる湾奥部海域は、大部分が衣浦港域に指定され、埋め立てが進み湾の幅はとても狭い。また、衣浦湾という表現は環境省関係で用いられるのみであり、衣ヶ浦湾とするものは認められない。従って、この湾全体を知多湾と呼称しても実用上問題は少ないと思われた。

(3) 渥美湾

三河湾の渥美半島側の湾は、渥美湾と呼ばれることがほとんどであるが、三河湾 (狭義) と表現するものもあった。^{22, 26, 28)} しかし、1971 年の閣議決定 (公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定, 昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定) により、渥美湾が指定された以降狭義の三河湾の表現は認められなくなった。従って、この湾は渥美湾と呼称することが一般的と思われた。

なお、事典等によれば「渥美湾の表現は、主として渥美半島側での名称であり、蒲郡、幡豆側では三河湾の名称が多い」³⁾とされているが、報告書でそのような記述は認められなかった。

(4) 渥美外海

愛知県漁業調整規則では、渥美外海は「伊勢湾及び三河湾を除く海域」と定義されており、愛知県の漁業者が操業できる太平洋の愛知県沖合、いわゆる遠州灘の西部海域を示すことになる。この規則は 1951 (昭和 26) 年に定められているが、それ以前となる明治時代の報告書にもこの表現が認められており、^{21, 29)} 愛知県の漁業関係者にとり一般的な名称となっている。しかし、事典等では渥美外海の定義はみあたらず、地域的な呼称であると考えられることから、論文等に用いる場合は注意が必要と思われる。なお、同海域を三河外海と表現される事業報告も認められた³⁰⁾が、これについても事典等では認められなかった。

ところで、事典等における遠州灘の定義は「御前崎付近から渥美半島までの沖合一帯の海域を指すが、広義には伊豆半島石廊崎から志摩半島大王崎付近までの海域を

含む場合もある」⁴⁾とするものの、地図館⁶⁾では前者で定義し日本地名大事典⁷⁾では後者とするなどいろいろであった。一方、熊野灘の定義は、全ての事典等で「紀伊半島潮岬から志摩半島大王崎までの沖合」となっていた。
3, 5-7)

(5) 海域呼称のまとめ

愛知県沿岸にある湾について、事典等や愛知水試の報告書などを用い別称や名称の変遷などについて記述した。湾の呼称は、時代により変わっており、今後も変化するものと思われた。一方、今回新聞や校歌等を用いて水産関係者以外で用いられる呼称については言及しなかったが、今後その点についても検討することで、より一般的な呼称が明確に出来るものと考えられた。

謝 辞

本資料を取りまとめるに当たり、貴重なご意見と親切丁寧なご高閲を頂いた愛知県水地盤環境課石黒和博主任主査に深謝致します。

文 献

- 1) 電子政府の総合窓口のホームページ：法令データ提供システム
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)
- 2) 海上保安庁海洋情報部(2006)書誌第101号, 本州南・東岸水路誌, (財)日本水路協会, 東京, pp400.
- 3) コンサイス日本地名事典第5版(2007)三省堂編集所編, 三省堂, 東京, pp1330.
- 4) 角川日本地名大辞典23 愛知県(1989)角川日本地名大辞典編纂委員会編, 角川書店, 東京, pp2078.
- 5) 角川日本地名大辞典24 三重県(1991)角川日本地名大辞典編纂委員会編, 角川書店, 東京, pp1643.
- 6) 日本地名地図館初版(2002)小学館, 東京, pp591.
- 7) 日本地名大事典3 近畿(1974)渡辺光・中野尊正・山口恵一郎・式正英編, 朝倉書店, 東京, pp483.
- 8) 日本地名大事典4 中部(1974)渡辺光・中野尊正・山口恵一郎・式正英編, 朝倉書店, 東京, pp556.
- 9) 新版地学事典(1997)平凡社, 東京, pp1443.
- 10) 地学辞典(1956)東京堂, 東京, pp530.
- 11) 広辞苑第四版(1994)新村出編, 岩波書店, 東京, pp2858.
- 12) 地学辞典(1948)古今書院, 東京, pp2026.
- 13) 目崎茂和(1995)第1章伊勢湾—日本の子宮論—, 伊勢・三河湾再生のシナリオ, 伊勢湾研究会編, 八千代出版, 東京, 3-30p
- 14) 日本水路協会(1992)伊勢湾. 「増補版海のアトラス」, (財)日本水路協会編, 丸善, 東京, 18-21.
- 15) 愛知県水産試験場(不明)大正15年度昭和元年度愛知県水産試験場業務概報. 愛知水試, 愛知, pp147.
- 16) 大橋昭彦・荒川哲也・黒田伸郎(2007)平成18年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況, 愛知水試, 愛知, pp22.
- 17) 中部地方整備局のホームページ: 伊勢湾再生行動計画
(http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/sai_ise/koudou.html)
- 18) 愛知県水産試験場(1895)明治27年度愛知県水産試験場報告. 愛知水試, 愛知, pp38.
- 19) 愛知県水産試験場(1902)明治33年度愛知県水産試験場事業報告. 愛知水試, 愛知, pp180.
- 20) 愛知県水産試験場(1903)明治35年度愛知県水産試験場事業報告. 愛知水試, 愛知, pp101.
- 21) 愛知県水産試験場(1901)自明治28年度至明治32年度愛知県水産試験場5カ年間成績報告. 愛知水試, 愛知, pp215.
- 22) 愛知県水産試験場(1897)明治29年度愛知県水産試験場報告. 愛知水試, 愛知, pp221.
- 23) 愛知県水産試験場(不明)昭和4年度愛知県水産試験場業務概報. 愛知水試, 愛知, pp107.
- 24) 愛知県水産物増産会議(1954)あいち水産時報35号, 愛知県水産物増産会議, 愛知, pp8.
- 25) 愛知県水産試験場(不明)昭和9年度愛知県水産試験場業務概報. 愛知水試, 愛知, pp253.
- 26) 愛知県水産試験場(不明)昭和10年度愛知県水産試験場業務概報. 愛知水試, 愛知, pp210.
- 27) 愛知県水産試験場(不明)昭和12年度愛知県水産試験場業務概報. 愛知水試, 愛知, pp102.
- 28) 愛知県環境部水質課(1972)昭和46年度公共用水域の水質測定に関する計画に基づく水質調査結果. 愛知県, 愛知, pp85.
- 29) 愛知県水産物増産会議(1950)あいち水産時報号外, 愛知県水産物増産会議, 愛知, pp4.
- 30) 愛知県水産試験場(1906)明治38年度愛知県水産試験場事業報告. 愛知水試, 愛知, pp127.